

ひとり親家庭の福祉ガイド 2023



豊田市

目 次

経済的支援・制度	1
児童扶養手当	1
愛知県遺児手当	1
豊田市ひとり親家庭等支援手当	1
児童手当	1-2
交通遺児激励金	2
母子・父子家庭医療費助成	2
生活福祉資金の貸付	3
母子父子寡婦福祉資金の貸付	3
税金・年金などの軽減	4
JR通勤定期券の割引	4
就学・就園支援	5
小・中・高等学校の支援	5
こども園の支援	5
支給奨学金制度	5
高等学校卒業程度認定試験合格支援	5
生活の支援	6
ひとり親家庭等日常生活支援事業	6
ファミリー・サポート・センター	6
子育て短期支援事業	6
放課後児童クラブ	7
子どもの学習・生活支援事業	7
子ども食堂	8-10
生活困窮者自立支援事業	11
豊田市青少年センター	11
若者サポートステーション	12
市営・県営住宅	12
就業支援	13
母子家庭等就業支援センター	13
担当者制による職業相談	14
豊田市女性しごとテラスcappuccino	14
市内の就職・職業相談機関	14
母子・父子家庭自立支援給付金	15
高等職業訓練促進資金の貸付	15
住宅支援資金のご案内	16
離婚の際の支援	17
離婚をするときに考えておくべきこと	17
養育費・面会交流の取決めをしましょう	18
養育費や法律の相談窓口	19
母子・父子自立支援員による相談	19
相談窓口	20
家庭児童相談室	20
市役所の相談窓口	20
豊田市社会福祉協議会の無料相談窓口	20
電話相談	21

※本誌の中で、市外局番(0565)のない施設は、すべて豊田市内の施設等です。

新型コロナウイルス感染症対策により、施設等の利用制限や受付時間の変更など、内容と異なる場合があります。



児童扶養手当

こども家庭課 TEL 34-6636

父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》…所得制限あり

児童1人目	44,140円～10,410円
児童2人目	10,420円～5,210円加算
児童3人目以降	6,250円～3,130円加算

愛知県遺児手当

こども家庭課 TEL 34-6636

県内に住所があり、父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》…所得制限あり

1年目から3年目(3年間)	児童1人	4,350円
4年目から5年目(2年間)	児童1人	2,175円
6年目から 手当の支給はなくなります。		

豊田市ひとり親家庭等支援手当

こども家庭課 TEL 34-6636

市内に住所があり、父又は母がいないか、父又は母に障がい(身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A又はB判定、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級)がある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童を養育する父、母又は養育者に支給されます。

《手当月額》…所得制限あり

児童1人 3,000円(両親死亡の場合は4,500円)

児童手当

こども家庭課 TEL 34-6636

中学校3年生までのお子さんを養育している方に支給します。支給を受けるためには手続きが必要です。児童手当には申請期限があります。添付書類がそろわない場合でも受け付けますので、まずは認定請求書を提出してください。

《手当月額》

児童の年齢(学年)	支給月額		
	所得制限未満の方	所得制限以上 所得上限未満の方	
0歳～3歳未満 (3歳の誕生日の属する月まで)	15,000円	5,000円	
3歳～小学生	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

《所得制限限度額・所得上限限度額》

扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622.0万円	858.0万円
1人	660.0万円	896.0万円
2人	698.0万円	934.0万円
3人	736.0万円	972.0万円
4人	774.0万円	1010.0万円
5人	812.0万円	1048.0万円

※受給者の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。

交通遺児激励金

豊田市社会福祉協議会 総務課 TEL 34-1131

市民や市内の企業からご寄付いただいた「豊田市社会福祉協議会こども基金」を財源として、児童の健全育成のために支給する制度です。

1 受給資格者

市内に住所があり、交通事故で父または母などが死亡もしくは著しい後遺障がいのために働けなくなった家庭の18歳以下（18歳到達の年度末日まで）の児童に支給されます。手続きの際には、保険金の受取を証明するもの、除籍謄本、交通事故証明書などの書類（写し可）の提出が必要となります。詳しくは上記までお問合せください。

2 支給について

種類	対象	支給月	支給額（1人）
激励金	すべての児童	毎年 12月	15,000円
入学祝金	小学校に入学する児童	4月	20,000円
卒業祝金	中学校を卒業する児童	3月	50,000円

母子・父子家庭医療費助成

福祉医療課 TEL 34-6743

ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を公費で負担しています。

1 対象者（所得制限あり）

- ① 母子家庭又は父子家庭のうち18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童を扶養している父母等とその児童
- ② 父母のいない18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童

2 助成の内容

保険診療分の自己負担全額を助成（無料化）

低所得世帯、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）世帯、または高齢者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員児童委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とした制度です。

※他の公的資金貸付制度を利用することが可能な場合や支払い先等への分割払いが可能な場合は、まずは、それらで対応できるか検討してください。（他制度が優先）
※貸付には審査があり、貸付できない場合があります。

母子父子寡婦福祉資金の貸付

こども家庭課 Tel 34-6636

母子・父子家庭及び寡婦の方が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるために、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。

貸付には、原則、連帯保証人が必要となります。また審査があり、貸付できない場合があります。

1 貸付を受けることができる方

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
- ② 父母のいない20歳未満の児童
- ③ 子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
- ④ 上記①・③が扶養している児童又は子

2 貸付金の種類

＜母子・父子・寡婦福祉資金の種類・内容一覧＞

貸付金の種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金
生活資金	技能習得期間中、又は、医療もしくは介護を受けている間失業している期間中、及びひとり親家庭になって7年未満世帯及び家計が急変した方の生活資金
結婚資金	扶養する児童又は20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
修学資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学資や生活費などに必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所に必要な資金及び受験料
児童又は子の修業資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金 (修業施設在学学生)

※子の資金は無利子、他の資金は保証人がない場合1.0%の有利子

税金のひとり親控除

市民税課 TEL 34-6617

ひとり親家庭の方は、所得税や住民税で、ひとり親控除が受けられる場合があります。

国民健康保険税の減免

国保年金課 TEL 34-6637

所得税や住民税でひとり親控除を受けている方や、母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方が国民健康保険加入者の場合で、国民健康保険税の納付が困難な方は、申請により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

国民年金保険料の免除

国保年金課 TEL 34-6638

国民年金保険料の支払いが困難な方は、申請により所得金額を基準に国民年金保険料の免除が受けられる場合があります。

固定資産税の減免

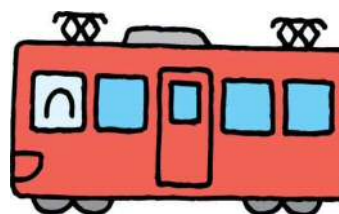
資産税課 TEL 34-6618

貧困により、生活が困難で一定の要件を満たす方は、固定資産税が減免される場合があります。

JR 通勤定期券の割引

こども家庭課 TEL 34-6636

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引きで購入できます。





小・中・高等学校の支援

電話番号は下表参照

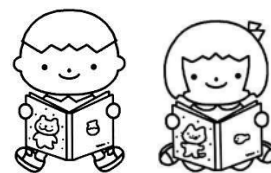
所得状況に応じて、次のような援助が受けられる場合があります。

学校	援助内容	問合せ
市立小中学校	給食費・学用品費・修学旅行費など	通学する各小中学校又は 豊田市教育委員会 学校教育課 TEL 34-6661
県立高等学校	入学料及び授業料	通学する各県立高等学校又は 愛知県教育委員会 財務施設課 TEL 052-954-6762
私立高等学校 (及び専修学校 高等課程)	授業料の補助制度(国の就学支援含む)	愛知県学事振興課 私学振興室 TEL 052-954-6187

こども園の支援

保育課 TEL 34-6809

入園調整において指数の加点があります。一定の所得階層では、こども園保育料が減免されます。



支給奨学金制度

教育政策課 TEL 34-6658

成績優秀であり、かつ経済的な理由で修学が困難な高校生・大学生を対象とした「支給奨学金制度」を設けています。

なお、支給には一定の条件と定員があります。

高等学校卒業程度認定試験合格支援

こども家庭課 TEL 34-6636

高校を卒業していないひとり親家庭の親もしくは子が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を開始したときや修了したとき、及び合格したときに給付金を支給します。

- 《支給額》
- ①開始時 受講料の3割(上限 7万5千円)
 - ②修了時 受講料の1割(上限 ①と合わせて10万円)
 - ③合格時 受講料の2割(上限 ①②と合わせて15万円)

《申込方法》 講座受講前に相談の上、申請してください。



生活の支援



ひとり親家庭等日常生活支援事業

こども家庭課 TEL 34-6636

豊田市内にお住まいの母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、及び冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加等により、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。なお一定以上の所得がある方には、一部利用者負担があります。

- ① 支援の内容…食事の世話、住居の掃除、学童のお迎え、生活必需品の買物など。
- ② 支援の期間…同一家庭について1か年当たり120時間以内
- ③ 利用方法…事前に対象家庭の登録が必要です。家庭生活支援員の派遣は、豊田市シルバー人材センターが行います。
- ④ 利用料金（下表参照）

利用世帯の区分	利用料金（1時間あたり）	
	生活支援	子育て支援
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	無料	無料
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
前記以外の世帯	300円	150円

ファミリー・サポート・センター とよたファミリー・サポート・センター TEL 37-7135

子育ての援助を受けたい人と援助できる人が、こども園などへの送迎や冠婚葬祭、学校・園行事などへ参加する時のお子さんの預かりなど、有償で助け合いをする制度です。ご利用には、会員登録が必要となります。

援助活動時間帯	月曜～金曜	土・日・祝日・年末年始	キャンセル時
午前7時～午後7時	600円/時間	700円/時間	前日取消 無料 当日取消 半額
上記以外の時間	700円/時間	800円/時間	無断取消 全額

※活動の開始が午前7時前、終了が午後7時を過ぎる場合のその時刻を含む1時間は700円（800円）で計算することになります。

子育て短期支援事業

こども家庭課 TEL 34-6636

保護者が疾病、出産、看護、冠婚葬祭、出張及び学校等の行事への参加により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童の養育・保護を行っています。なお、利用期間は7日以内で一部利用者負担があります。

小学校1年生～4年生及び支援を要する5、6年生の児童を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合、授業が終了した放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し児童の健全育成を行っています。

1 開設する日・時間

① 学校の授業日（月～金曜日） …授業終了後～18：30

② 祝日、学校代休日、春・夏・冬休み …7：30～18：30

2 開設しない日

土・日曜日、5月3日～5日、年末年始（12月29日～1月3日）

3 参加者負担金

月額 5,500円（8月は8,000円）

※その他長期休みの料金設定あり

※減免規定あり

4 申込み

毎年11月頃に行います。広報とよた、ホームページでお知らせします。

5 そのほか

年度の途中から参加する場合などは、こども・若者政策課までご連絡ください。

1. 事業内容

経済的な理由で学校外での学習習慣・機会に配慮が必要な子ども達に対して、学習の支援や生活・進路についての支援を行う教室です。

子ども達に寄り添い、学校で出た宿題をみる等の基礎的な学習の支援・普段の家庭や学校生活の相談に乗る支援を実施します。

2. 実施日・会場

地区	日時	会場
拳母地区①	毎週木曜日 午後6時～8時	会場は公表しておりません。 詳しくはお問合せください。
拳母地区②	毎週土曜日 午前10時～正午	
高橋地区	毎週金曜日 午後6時～8時	
高岡地区	毎週金曜日 午後6時～8時	
猿投地区	毎週金曜日 午後6時～8時	
上郷地区	毎週木曜日 午後6時～8時	

「子ども食堂」は、子どもたちに食事の提供のほか、集まった子ども同士や大人たちとの交流の場、見守りの場といった地域のなかの居場所です。

※開催日時や場所、対象者等は、それぞれの子ども食堂によって異なります。また、場所や時間等に変更が生じる可能性がありますので、ご参加の場合は各子ども食堂に事前にお問い合わせください。

子ども食堂名称	逢妻っ子 こどもの茶の間
連絡先	080-9483-2211（代表者連絡先）
場所・日時	逢妻県営集会場：原則第2日曜日 午前11時～午後2時
子ども食堂名称	あそびとくらしとまなびの家 ちゃぼっと
連絡先	090-5614-3587（代表者連絡先）
場所・日時	豊栄町：毎月第1、第3月曜日午前10時～午後3時
子ども食堂名称	うめつぼ食堂
連絡先	080-5104-8786（代表者連絡先）
場所・日時	デイサービスよつといでん：原則第3日曜日午前8時30分～正午
子ども食堂名称	おおぞらランチ
連絡先	090-9129-8018（代表者連絡先）
場所・日時	若園交流館：毎月の第1土曜日午前10時～午後3時
子ども食堂名称	ひまわり邸KODOMO食堂
連絡先	0565-33-0800（午前9時～午後5時30分）
場所・日時	ひまわり邸（栄生町）：毎月第4土曜日11時30分～13時30分
子ども食堂名称	子ども食堂、おばあちゃんとお抹茶体験
連絡先	0565-33-9433（代表者連絡先）
場所・日時	常盤町：毎月第4水曜日 午後4時～午後7時
子ども食堂名称	きらりん
連絡先	090-4233-1620（代表者連絡先）
場所・日時	深田山第2公会堂：毎月第2土曜日午前10時～午後2時
子ども食堂名称	子どもカフェ まんぷく
連絡先	0565-32-1970（代表者連絡先）
場所・日時	産業文化センター：第2,3,4土曜日 午後2時30分～ ※第4土曜日のみ午前11時～12時30分

子ども食堂名称	こども食堂 さんぼみち
連絡先	090-8553-2952 (代表者連絡先)
場所・日時	カフェ エンジェルマザー (若林西町) : 毎月第4土曜日午後4時~午後7時
子ども食堂名称	龍の子 たつこのこ
連絡先	090-7439-8264 (代表者連絡先)
場所・日時	朝日ヶ丘 神龍寺茶室 : 毎月第3金曜日 正午~午後2時
子ども食堂名称	ぬくもり♡ネット
連絡先	0565-31-1808 (代表者連絡先)
場所・日時	崇化館交流館 : 毎月第3土曜日午前11時~午後2時
子ども食堂名称	東山ぐうぐう食堂
連絡先	090-4084-3913 (代表者連絡先)
場所・日時	市営東山住宅中央集会場 : 第1か第2日曜日、第3か第4月曜日 午後5時30分~午後7時
子ども食堂名称	榊塚西町多世代サロン型子ども食堂
連絡先	090-5603-1386 (代表者連絡先)
場所・日時	榊塚西町「憩いの家・児童館」 : 不定期 午前9時30分~13時
子ども食堂名称	子どもとつくる 10代子ども食堂「ゆるっと ほっと かふえ」
連絡先	090-3583-0422 (代表者連絡先)
場所・日時	末野原交流館 : 原則第3日曜日 午後1時~午後3時
子ども食堂名称	山二食堂
連絡先	090-1108-0598 (代表者連絡先)
場所・日時	小坂本町 : 第1木曜日 午後5時~午後7時
子ども食堂名称	しもいちばわいわい食堂
連絡先	090-9908-1910 (代表者連絡先)
場所・日時	下市場区民会館 : 第1、3日曜日午前10時~午後3時
子ども食堂名称	アイビーの庭
連絡先	090-4233-1620 (代表者連絡先)
場所・日時	西部コミュニティーセンター : 毎週土曜日午後3時~5時
子ども食堂名称	クックくらがいけ
連絡先	080-5106-9894 (代表者連絡先)
場所・日時	高橋交流館 : 原則第4日曜日午前10時~午後2時
子ども食堂名称	朝ごはん子ども食堂
連絡先	090-6462-3867 (代表者連絡先)
場所・日時	県営保見自治区集会所 : 週1回金曜日午前7時~7時30分

子ども食堂名称	RAINBOW カフェ
連絡先	090-4217-4861 (代表者連絡先)
場所・日時	御作町：不定期午後1時～4時30分
子ども食堂名称	ビストロスマイリング
連絡先	050-5491-0351 (代表者連絡先)
場所・日時	スマイリングキッチンラボ (美里)：第2, 4金曜日午後6時30分～8時30分
子ども食堂名称	J A 高橋テラスゆうきの会
連絡先	0565-80-3693
場所・日時	J A 高橋支店：第4日曜日 午前11時～午後1時30分
子ども食堂名称	もぐもぐ子ども食堂
連絡先	090-7031-0844
場所・日時	県営美和団地集会場：第2土曜日 午前10時～午後3時30分
子ども食堂名称	さくらんぼ (代表者連絡先)
連絡先	090-8151-7935
場所・日時	益富交流館：第1, 3日曜日 午前11時～午後2時
子ども食堂名称	前林ひまわり食堂
連絡先	090-4468-1969 (代表者連絡先)
場所・日時	つつみ食堂 (堤本町本地5番地)：第4土曜日 午前11時～午後2時
子ども食堂名称	わかしゃちハウス
連絡先	080-1568-6271 (代表者連絡先)
場所・日時	T-FACE A 館 6F Y スタジオ：第2日曜日 午前11時～午後2時

1 対象者 : 豊田市内に在住し、生活全般に困っている方

2 事業内容

●自立相談支援事業

生活の困りごと全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

●住居確保給付金

家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援をします。※収入要件、支給上限があります。

●一時生活支援事業

一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供、その他日常生活に必要となる物資の貸与又は提供をし、自立を支援し安定した生活を営めるよう支援します。

●就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。

●家計改善支援事業

家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けのあっせんや債務整理の支援等を実施します。

●子どもの学習・生活支援事業

生活困窮世帯などの子どもに対し、学習支援を実施します。

豊田市青少年センター

TEL 32-6296

1 対象者

豊田市在住または在勤の小学生～39歳の方、高校生・学生（短大・専修学校生含）
※個人登録が必要です。

2 利用方法

- ・施設の無料利用…ダンスに最適な軽運動室や楽器練習ができる音楽室等の部屋を無料で利用できます。
- ・フリー開放 ……利用のない部屋を開放しています。勉強等に利用できます。
- ・卓球開放 ……原則第2・第4土曜日に実施します。
※開放の状況等は、事前にお問い合わせください。

3 支援事業

●学習支援・学習相談

高等学校卒業程度認定試験の受験を希望する方を対象にした、学習支援・学習相談を実施します。

高等学校卒業を目指す方を対象にした学習支援・学習相談を実施します。

4 問い合わせ先

住所：豊田市小坂本町1-25（豊田産業文化センター内）

電話：0565-32-6296 メール：youth@hm2.aitai.ne.jp

若者サポートステーション

豊田市若者サポートステーション TEL 33-1533

「子どもの将来が不安」「子どもがひきこもっている」などの相談窓口、外出のきっかけとなる居場所や職業体験、家族・支援者の学習会等、若者の社会参加や自立に向けた支援を行います。LINE相談やアウトリーチ（訪問相談）も可能です。

《対象》 15歳から39歳までの方とその家族

《問い合わせ先》 0565-33-1533

〒471-0034

豊田市小坂本町 1-25 豊田産業文化センター1階

《利用時間》 午前9時～午後6時 休館日/月曜日、年末年始

市営・県営住宅

電話番号は下表参照

収入が一定の基準に満たない場合、家賃が軽減される制度があります。

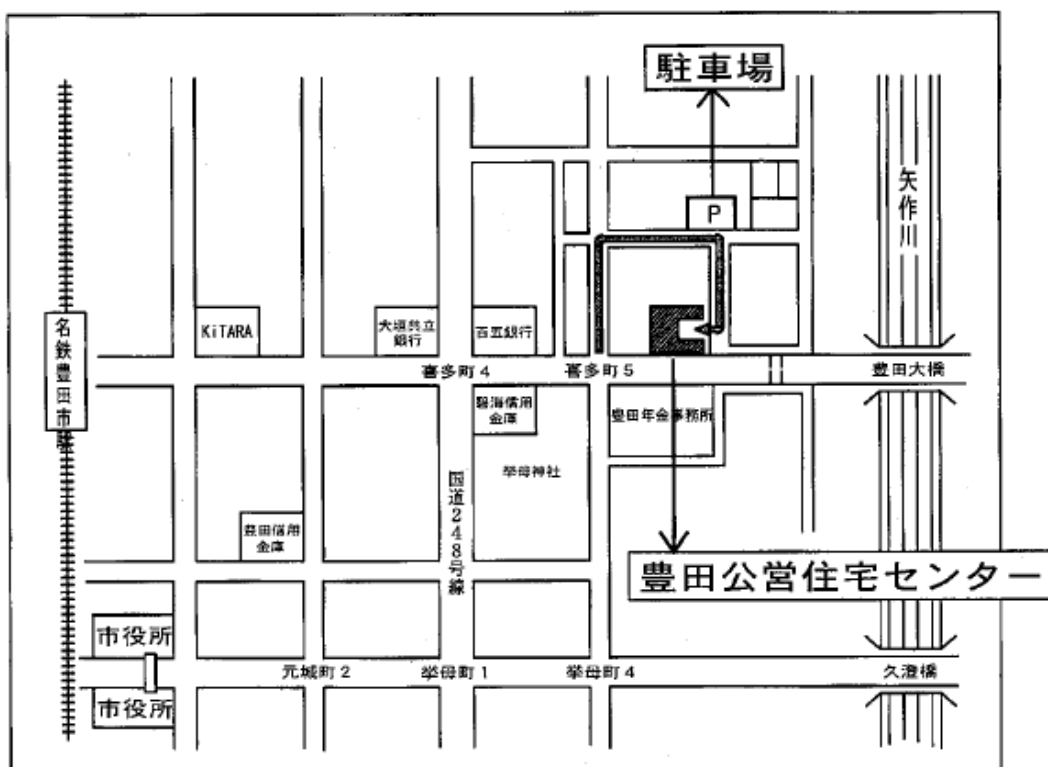
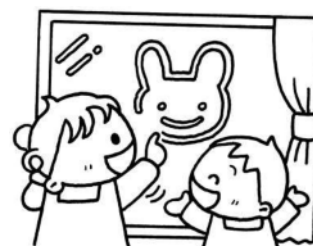
《問い合わせ先》

豊田公営住宅センター

豊田市喜多町6丁目3-4（豊田公営住宅センター内）

（市営）0565-36-0655

（県営）0565-34-2001





母子・父子家庭や寡婦の方の就業を促進するための無料職業紹介、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行っています。

1 無料職業紹介所

就職を希望される方に、求人情報の提供、求職紹介をします。

2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。募集期間等の詳細は広報とよたやホームページでご案内します。

- ① 講習内容…パソコン講習(初級・中級)・調剤薬局事務(※)・日商簿記3級・介護職員初任者研修・医薬品登録販売者講習等
- ② 日程…週1日 おおむね4か月程度(※ 週1日 おおむね2か月程度)
- ③ 定員…ひとり親家庭の父・母または寡婦 各20名(医薬品登録販売者講習については40名)
(応募者多数の場合は抽選)
- ④ 申込方法…募集期間中にこども家庭課窓口で申し込み
- ⑤ 受講料…無料(教材費・交通費は自己負担)

3 求人情報検索サービス

求人情報の検索サービスが携帯電話・インターネットでできます。

<https://www.aiboshi-shugyou.jp/php/>

◎事業の実施は(社福)愛知県母子寡婦福祉連合会に委託しています。

所在地 名古屋市北区金田町3-11 愛知母子・父子福祉センター内

TEL 052-915-8824 (土日・祝日・年末年始は除く)

LINE相談はじめました。
友だち追加をお願いします!



【お知らせ】 愛知母子・父子福祉センターより

LINE公式アカウント友だち募集中

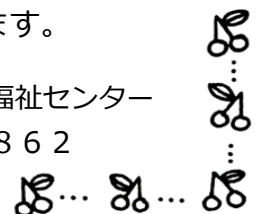


講習会・セミナー・求人情報・子どもが参加できるイベント・奨学金情報・その他お役立ち情報などをお届けします。

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 愛知母子・父子福祉センター

TEL 052-915-8862

@262xhnmt



豊田公共職業安定所では、ご希望により専任する担当者を定めて手厚い個別支援を行っています。事前予約制で1回約50分です。

職業相談・職業紹介・希望職種の求人情報提供、応募書類の作成や面接における注意点等のアドバイスをいたします。

豊田市女性しごとテラス cappuccino

豊田市女性しごとテラス TEL 41-7555

女性の「はたらく」をワンストップで支援する総合窓口として、各種相談や職業紹介セミナー等を行っています。子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性の就業や働く女性の職場定着、キャリアアップ、その他様々なチャレンジを総合的に支援します。

1 無料職業相談・紹介

希望の職種や働き方などキャリアコンサルタントが丁寧に聞き取り、あなたに合わせた求人を紹介します。お子様連れの方にもご利用いただきやすいよう、キッズコーナーを併設した個室を用意しています。

2 就職支援セミナー

就業に必要な基礎的知識、応募書類の作成、面接対策、子育てとの両立等について学ぶセミナー（託児付き）を随時実施しています。セミナーの詳細は、広報とよた、及びホームページでご案内します。

市内の就職・職業相談機関

電話番号は下表参照

種別	日時	窓口
職業相談	平日 8:30~17:15 ※通訳 ポルトガル語 平日 9:00~17:00 英語 毎週火~金曜日 9:15~17:00	豊田公共職業安定所 ① 職業相談・職業紹介 TEL 31-1400⇒「41#」 ② 雇用保険失業給付・教育訓練給付 TEL 31-1400⇒「11#」
職業相談	毎日（火曜・GW・年末年始を除く） 10:00~18:00	豊田市就労支援室 T-FACE A館 9階 TEL 31-1330
内職相談	毎週木曜日（祝日・GW・年末年始を除く） 10:00~12:00、13:00~15:00	
女性向け職業相談	毎日（火曜・GW・年末年始を除く） 10:00~18:00（1枠45分） ※事前予約優先	豊田市女性しごとテラス T-FACE A館 9階 豊田市就労支援室内 TEL 41-7555
児童扶養手当申請者対象職業相談	平日（祝日・GW・年末年始を除く） 9:00~16:00 ※事前予約必須	こども家庭課 TEL 34-6636

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格取得のため各種講座を受講したり各種学校等の養成機関で修業する場合などに、次の給付金を支給する制度です。

なお、いずれも母子・父子自立支援員への事前相談が必要です。

※審査があり給付できない場合もあります。

1 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために指定の職業能力開発講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給しています。

- ① 対象講座…雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等で、受講費用が 20,002 円以上のもの ※対象講座はインターネットで検索できます。
- ② 支給額…対象講座の受講料の 6 割相当額
(上限 20 万円、ただし、専門実践教育訓練給付の対象となる講座については上限 160 万円(修業年限×40 万円))
- ③ 申請方法…講座受講前に相談の上、申請してください。

2 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために、一定期間養成機関で修業した場合に支給しています。また給付が決定した場合、入学・就職準備金についても貸付制度があります。必ず修業開始前に相談してください。(原則通信不可)

- ① 対象資格…看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 など
- ② 支給期間…修業期間の全期間(最長 4 年間)
- ③ 支給額 (下表参照)

区分	月額	修了時
市民税非課税世帯	100,000 円 (最終 1 年間は 140,000 円)	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円 (最終 1 年間は 110,500 円)	25,000 円

高等職業訓練促進資金の貸付

愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 052-915-8862

高等職業訓練促進給付金 (P15) を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、貸付を行います。

① 対象者

高等職業訓練促進給付金の支給を受ける母子家庭の母または父子家庭の父

② 貸付金の種類 (下表参照)

貸付金の種類	貸付金額	申請期限
【入学準備金】 養成機関の入学時に必要となる経費	上限 50 万円	養成機関に入学した日から起算して、11 月を経過した日の属する月の末日
【就職準備金】 養成機関を終了し、かつ資格を取得した場合に、就職にあたり必要となる経費	上限 20 万円	養成機関を卒業した日、または資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して、11 月を経過した日の属する月の末日

※保証人がいない場合は有利子

③ 返還免除

養成機関を終了し、かつ資格を取得した日から1年以内に資格を生かして就職し、継続して5年間従事した場合に貸付金の返還を免除します。

【問い合わせ先】（社福）愛知県母子寡婦福祉連合会

所在地：名古屋市北区金田町3-1-1 愛知母子・父子福祉センター内

受付日：月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：30（土日・祝日・年末年始は除く）

住宅支援資金のご案内

愛知県母子寡婦福祉連合会 Tel 052-915-8862

「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方を対象に、返還免除付で家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」を無利子で貸し付けます。

※「母子・父子自立支援プログラム」…個々に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取り組み等について状況を把握したうえで、それぞれのニーズに応じた支援メニューを組み合わせて自立支援プログラムを策定し、ひとり親の方の自立・就労を支援します。

① 貸付対象者

下記のアとイの両方に該当する方

ア 児童扶養手当の支給を受けている方

イ 「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

② 貸付額等について

入居している住宅の家賃実費を貸し付けます。

◆貸付額：月額上限4万円 ◆貸付期間：12ヶ月まで ◆利息：無利子

③ 貸付金の返還免除について

下記のア又はイに該当する場合、返還を一括して免除

ア 現在就業していない方が、貸付から1年以内に就職をし1年間就労を継続すること。

イ 現在就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続すること。

④ 問い合わせ先

◎「母子・父子自立支援プログラム」

豊田市役所 こども家庭課家庭福祉担当 母子・父子自立支援員まで（☎0565-34-6636）

◎「住宅支援資金貸付」の申請書等に関する手続き

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会まで（☎052-915-8862）





離婚をするときに考えておくべきこと

①親権者 ②養育費 ③面会交流 ④財産分与 ⑤年金分割 などがあります。

(親権者については離婚届に記載が必要です) 他、慰謝料や婚姻費用について考えなければならぬ場合もあります。

①「親権者」について

「親権」とは、子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権は子どもの利益のために行使することとされています。

また、離婚をする場合には父母のうち一方を親権者と定めることとされています。親権者は、まずは父母の協議によって定めることとされていますが、協議によって定めることができない場合や、協議をすることができない場合には、家庭裁判所における調停や裁判によって離婚することとなり、親権者もその手続きの中で定められることとなります。

②「養育費」 ③「面会交流」について

養育費…子どもを監護・教育するために必要な費用

面会交流…子どもと離れて暮らしている父や母が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

(平成 24 年 4 月、民法改正により養育費・面会交流についても離婚時に協議することが明示されました。養育費・面会交流ともに子どもが心身ともに健全に育つためにはなくてはならないものです。子どもの利益を最優先に考えて取り決めることが必要です。)

※「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」

離婚時に子どもの養育について、父母間で取り決めする上で参考となる冊子です。法務省の HP 又はこども家庭課窓口で配布しています。

④「財産分与」について

離婚をした者の一方が、他方に対して財産の分与を請求することができる制度です。

離婚までに協議をしておき離婚と同時に分与でもよいですし、離婚をしてから分与を請求することもできます。ただし、離婚から 2 年が経過すると、家庭裁判所に申立てをすることができなくなりますのでご注意ください。

⑤「年金分割」について

年金分割は、離婚した場合に、二人の婚姻期間中の保険料納付額に対応する厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができる制度です。

年金分割の手続は、原則として、離婚をした日の翌日から 2 年を経過すると請求ができなくなります。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

離婚について
法務省の HP



養育費について
裁判所の HP



面会交流について
裁判所の HP



養育費・面会交流の取決めをしましょう！

▶ どうやって取り決めるの？

まずは話し合しましょう。取り決めた内容については、後日紛争が生じないように、口約束ではなく、**公正証書**や私的書面（念書・契約書・離婚協議書等）を作成しておきましょう。また、話し合いがまとまらない場合は家庭裁判所の離婚調停で**調停調書**を作成することをお勧めします。

取決め方	公正証書	調停調書	私的書面 (念書・協議書)
費用	5,000円～2万円位 ※目的価格(10年分の養育費額)に応じて手数料が決まっている。	収入印紙 1,200円分×子どもの数と 切手代 1,100円分程度	無料
作成場所	公証人役場／豊田公証役場 ☎ 0565-34-1731 (事前予約制)	相手方の住民票を管轄する家庭裁判所 (豊田市の場合、名古屋家庭裁判所岡崎支部) ☎ 0564-51-8950	私的書面の作成は、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」(こども家庭課で配布)または法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)を参考にしてください。
作成期間	1、2週間から1か月程度 (公証役場で養育費等の金額の相談はできません。事前に夫婦で取決め内容について合意し、予約してください。)	数か月 ※通常1か月に1回程度の割合で3回から5回程度かかる。 (調停でも取り決めることができなければ、 判決書 や 和解調書 で取り決めることとなります。)	

※ 養育費の相談については、次ページの「養育費や法律の相談窓口」をご参照ください。

▶ 養育費が取り決めどおり支払われないときは

家庭裁判所や地方裁判所から、履行勧告や履行命令、間接強制を命じてもらう、また、相手の給料・預貯金・動産・不動産を差し押さえてもらう(強制執行)方法があります。

※私的書面では直ちに養育費の履行勧告や強制執行はできません。なお、公正証書では金額の取決めのほかに「強制執行を承諾する」という認諾条項を記載しておく必要があります。

< 養育費の支払いが滞った場合の養育費確保方法 >

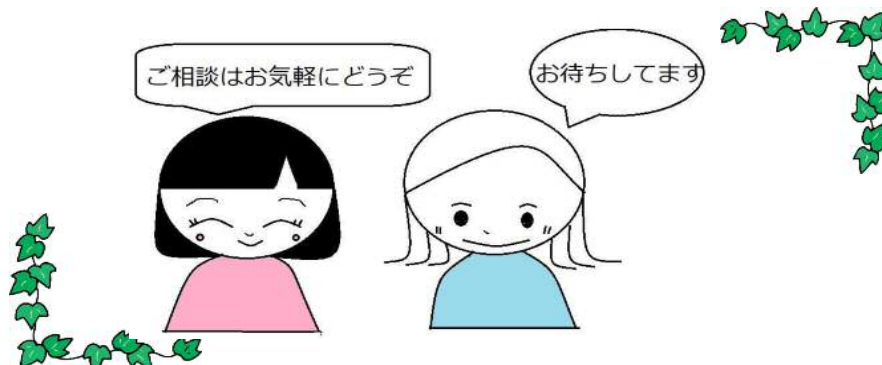
取決め方	公正証書	調停調書	私的書面 (念書・協議書)
確保方法	裁判所が支払義務者に対して、期日以内に支払わなければ本来の養育費とは別に一定額を支払うよう命じたり(間接強制)、義務者の給料や財産を差し押さえて強制的に取り立てること(強制執行)ができます。 ※強制執行手続きを利用する場合、強制執行認諾条項(強制執行を受けることを承知する旨の文言)を公正証書に記載しておく必要があります。	左記の 間接強制 や 強制執行 のほか、家庭裁判所が支払義務者に対して約束通り支払うことを勧告したり(履行勧告)、裁判所が相当と認めた場合に期限内の支払いに正当な理由なく従わない場合は10万円以下の過料を課す(履行命令)ことができます。	直ちに給料や財産の差し押えはできないが、後に家庭裁判所等で養育費の調定等を申し立てることができます。

種別	内容		時間	連絡先
愛知母子・父子福祉センター	養育費 相談	電話相談 (養育費相談員)	月曜日～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始は除く)	052-915-8816
		書類作成に係る 面接相談 (司法書士等)	予約制 毎週火曜日 13:30・14:30 (祝日・年末年始は除く)	予約電話 052-915-8862 052-915-8816
		公正証書・調停 申立書に係る 書類作成支援 (司法書士等)	公正証書又は家庭裁判所での「調停」の手続きを必要とする場合、豊田市の司法書士等が公正証書又は調停の申立書などの書類作成支援を行います。(要予約/上記予約電話へ)	
	弁護士相談 ※弁護士が専門的知識を要する法律相談を行います。 ※養育費や親権など離婚に関する問題については、離婚前の方も対象です。		月曜日～金曜日 9:00～17:30 (祝日・年末年始は除く)	予約電話 052-915-8862 (初回のみ無料、要予約)
養育費相談支援センター	養育費や面会交流に関する電話・メール相談	月・火・木・金曜日 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00 土曜日・祝日 10:00～18:00	フリーダイヤル※携帯不可 0120-965-419 電話 03-3980-4108 メール info@youikuhi.or.jp	
法テラス三河	無料法律相談(離婚・損害賠償・金銭トラブルなど) ※収入・資産が一定基準以下の方が対象となります	水曜日 10:00～12:00 13:00～15:30 木曜日 13:00～15:30 (祝日除く)	050-3383-5465 〒444-8515 岡崎市十王町2丁目9番地 岡崎市役所西庁舎(南棟)1F	

母子・父子自立支援員による相談

こども家庭課 TEL 34-6636

離婚前の相談から、離婚後にはひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行っています。





相談窓口



家庭児童相談室

こども家庭課 TEL 34-6636

家庭における児童の養育、人間関係その他の児童問題などの相談を行っています。

市役所の相談窓口

市民相談課 TEL 34-6626

予約制	法律相談	家庭悩みごと相談
開設日	日 時：第1～4火・水・木・金曜日 13:30～16:30 場 所：豊田市役所市民相談課	日 時：毎週月曜日 13:00～16:00 毎週金曜日 9:00～12:00 場 所：豊田市役所市民相談課
相談員	弁護士	元家庭裁判所調停委員
相談内容	相続・遺言・離婚・借金など の法律的事	夫婦・親子関係などの相談

※相談日時が都合により変更になる場合もありますので、相談窓口でご確認ください。

豊田市社会福祉協議会の無料相談窓口

電話番号は下表参照

市民のあらゆる生活上の相談に応じ、問題解決のために他の専門機関などと連携して相談者に適切な助言を行います。

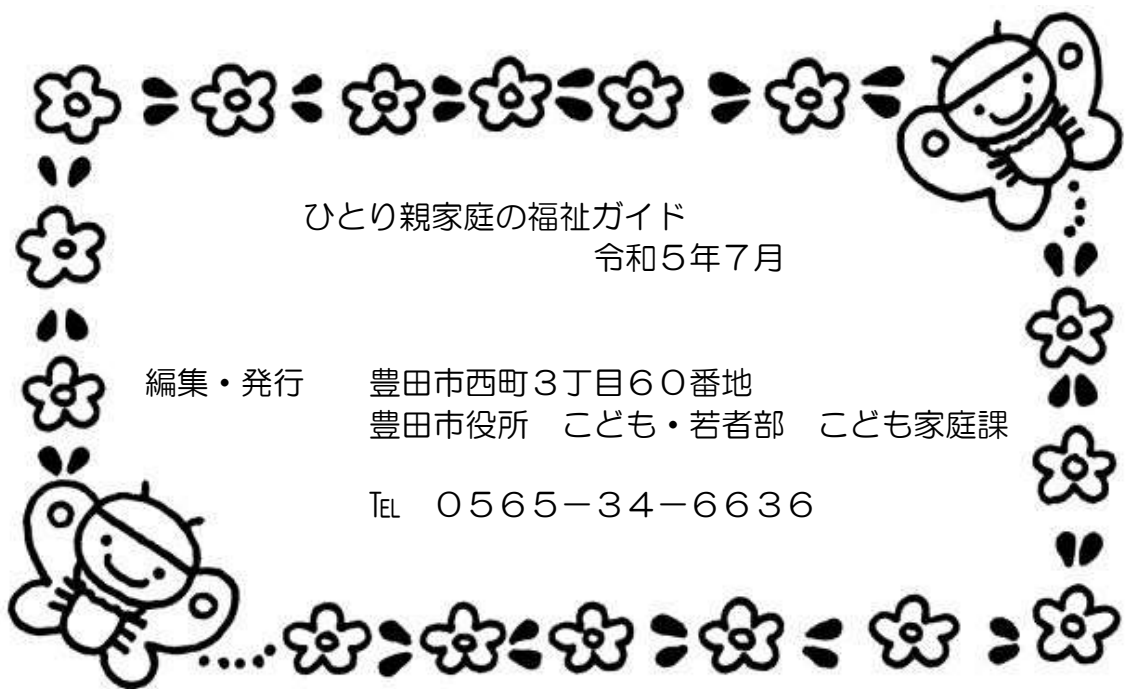
	一般相談（心配ごと相談）	法律相談
開設日	日 時：毎週火～土曜日 ※祝日休み 午前8時30分～午後5時15分 場 所：豊田市福祉センター（錦町1-1-1）	日 時：第1・第3土曜日 ※祝日休み 午後1時00分～午後4時00分 場 所：豊田市福祉センター（錦町1-1-1）
相談員	職員	弁護士
申込み	相談日当日に来所または電話での相談可 (TEL 34-1132)	予約制 (TEL 31-9671) 定員 1日5名 (先着順) 30分/回 毎月20日以降に翌月分の申込み受付開始

電話相談

電話番号は下表参照

種別	相談内容	相談日時	電話番号
とよた急病・子育てコール 24 ～育救(いっきゅう)さん コール～	救急医療相談 子育て相談	24時間 365日	な(やむ前に)きゅうきゅういくじ TEL 0120-79-9192
親と子の電話相談 はあとライン とよた	・子育てが辛い時 ・気持ちを伝えたい時 ・どこに電話したらよい かわからない時	9:00～17:00 (土・日曜、祝日、年末 年始休み)	はあとラインとよた TEL 0565-31-7867
女性のための 電話相談室 クローバーコール	女性がかかえる さまざまな悩み	火・木・金・土曜 10:00～16:00 水曜 10:00～13:00 16:00～19:00 (祝日、年末年始休み)	クローバーコール TEL 0565-33-9680
男性のための 電話相談室 メンズコールとよた	男性がかかえる さまざまな悩み	毎月第2・4金曜 18:00～20:00 (祝日、年末年始休み)	メンズコールとよた TEL 0565-37-0034
愛知母子・父子 福祉センター 電話相談	母子・父子家庭及び寡婦の 方々の生活全般にわたる 各種の相談	月・水・金曜 10:00～16:00 (祝日、年末年始休み)	愛知母子・父子 福祉センター TEL 052-915-8886
女性の健康 なんでも相談	思春期、妊娠、出産期、 更年期等の女性の心や からだの不安や悩みごと	13:30～16:30 (日曜、祝日、年末年始休み)	(公社)愛知県 助産師会 TEL 090-1412-1138
年末年始 母と子の 電話相談	妊娠・出産・子育ての 悩みごと	13:30～16:30 (年末年始のみ)	
就 業 相 談	就業に関する相談、 職業紹介等	9:30～16:30 (土・日曜、祝日、年末年始休み)	母子家庭等就業 支援センター TEL 052-915-8824
女性向け職業相談	就業に関する相談、 職業紹介等	10:00～18:00(1 枠 45 分) (火曜・GW・年末年始を除く)	豊田市女性しごとテラス TEL 0565-41-7555
養 育 費 相 談	養育費に関する 各種相談	10:00～16:00 (土・日曜、祝日、年末年始休み)	愛知母子・父子 福祉センター (養育費相談電話) TEL 052-915-8816
子ども・家庭 110 番	高校生までの子どもに 関する悩みごと	9:00～17:00 (土・日曜、祝日、年末年始休み)	愛知県設置の 電話相談 TEL 052-953-4152
教 育 相 談 「こころの電話」	青少年とその保護者の 不安や悩みごと	10:00～22:00 (年末年始休み)	クローナイ TEL 052-261-9671

※土・日曜、祝祭日、年末年始等で休みの日がありますので、相談日時は各相談窓口でご確認ください。



ひとり親家庭の福祉ガイド
令和5年7月

編集・発行 豊田市西町3丁目60番地
豊田市役所 こども・若者部 こども家庭課

TEL 0565-34-6636